

こんな疑問や課題におこたえします

<新規で受入れを検討中の企業様>

- ・うちの現場で本当に働けるのか
- ・社員とうまくできるだろうか
- ・受入れ体制って？
- ・うちの業種で受入れできるのだろうか
- ・費用はどのくらいかかるのか
- ・監理団体の選び方は？
- ・手続きがかなり面倒だと聞いているが..？



<現在受入れ中の企業様>

- ・実習生との関係が良くない
- ・実習生が真面目に働かない
- ・実習生が失踪した
- ・組合の職員が毎月訪問してくれない
- ・問題があってもなかなか来てくれない
- ・来てくれる人は正規の職員じゃないらしい
- ・送り出し機関のサポートが全くない



●ご不明な点がありましたら、まずはご相談ください。できる限り丁寧におこたえいたします。

実習生受入れまでの流れ



送り出し機関が候補者を選、受入れ企業様が面接の上採用者を決定。当組合が全ての段取りを行います。

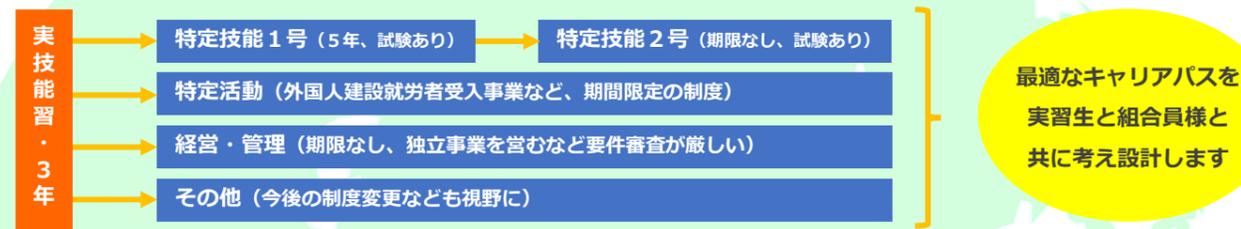
当組合(監理団体)が、入国後1ヶ月間の講習、実習開始後の定期的な巡回と監査による監理相談指導、及び各種申請支援等を行います。

●受入れ計画が具体化してから6ヶ月程度の期間が必要なため余裕を持った計画が必要です。

実習後のキャリアパス

技能実習生の受入れ期間は、2号対象職種で最大3年です。その後、実習生は帰国しますが、再度同じ職場でもう少し長く働いてほしいというケースは多々あります。

当組合は入管業務に精通した行政書士のノウハウをもとに、そのようなご相談にも応じることが可能です。現状では特定技能という在留資格への移行が一般的ですが、今後の制度の変更なども考慮しながら、その時々に合わせて、最も適切で効果的なキャリアパスを外国人技能実習生と組合員様と共に設計してまいります。



理事長(代表理事)
相澤 克典
行政書士
アライブ総合事務所
代表行政書士
申請取次行政書士/特定行政書士
監理責任者
info@aiz-office.com

副理事長
萩原 聖
行政書士萩原聖事務所
代表行政書士
申請取次行政書士
監理責任者
satoshi@gyouseisyoshi-office-hagihara.com

専務理事
出口 和也
行政書士出口和也事務所
代表行政書士
kd19790528@office-kazuya-deguchi-gyousei.com

監事
坂田一成
坂田行政書士事務所
代表行政書士
申請取次行政書士
社会保険労務士
Chcagotransitauthority@gmail.com



キャリアグローブ協同組合
Career Globe Cooperative

行政書士が受入れをご支援する
外国人技能実習の監理団体です

外国人技能実習生 受入れのご案内

未来へ成長する原動力
それは外国人材との新しい働き方



外国人技能実習 特定監理事業 許可番号 許2008000181

Webサイトはこちらから



キャリアグローブ協同組合
Career Globe Cooperative



https://career-globe.com



キャリアグローブ協同組合
https://career-globe.com

大阪市中央区本町橋2番23号 第7松屋ビル 1158

2021年3月現在

06-6484-9430 info@career-globe.com

未来へ成長する原動力、それは外国人材との新しい働き方

それぞれの会社事情に合った最も効果的な外国人材との働き方が必ずあります

外国人技能実習制度とは？

外国人技能実習制度は平成5年に創設され、日本が先進国としての役割を果たすために、最先端の技術・技能をOJTを通じて移転することで、途上国の将来的な発展を担う「人づくり」を目的とした制度です。

つまりその制度趣旨は国際貢献であり、人出不足対策ではない点に少し注意が必要です。

外国人技能実習生は、国内の実習実施機関(受入れ企業様)との雇用関係の下で日本人労働者と同様に各種労働関係法令が適用されます。

ベトナムの送り出し機関で講習中の実習生たち



こんなにあります！
『技能実習生の受け入れ効果』

教えることで自社の技術力の再発見ができます！

外国人材への技術移転を通じて**自社技術の価値**を改めて発見し、標準化やマニュアル化によって、業務効率のさらなる向上が期待できます。

若い人材の活躍で職場が活性化！

技術習得が早く意欲的に業務に取り組むため、日本人社員にも新しい刺激と良い影響を与え、職場の活性化が期待できます。

国際貢献による企業イメージの向上！

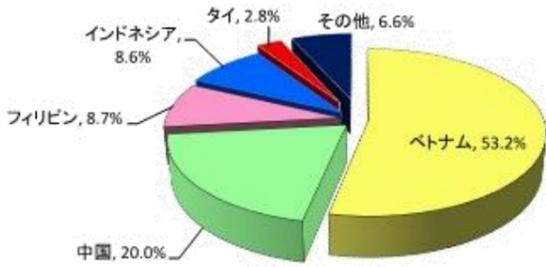
技能実習制度を適切に活用することで、国際貢献を推進する企業としてアピールでき、新たな仕事や人材の獲得につながります。

企業の新たな成長に向けての原動力に！

受注拡大、職場の活性化、そして企業イメージの向上などの効果は、企業の新たな成長に向けての大きな力となります。



令和元年末「技能実習生」国籍別構成比(%)



外国人技能実習の現状

法務省データによると、令和元年末現在、日本の企業で働いている外国人技能実習生は**410,972人**です。全体で83職種あり「技能実習2号」への移行者が多い職種は①食品製造関係 ②機械・金属関係 ③建設関係となっています。建設関係は更なる伸びが期待されます。受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピンで、構成比は右のグラフのようになっています。

現地で最も信頼できる送り出し機関を、組合独自の基準で厳選しています！



オススメはベトナムとインドネシア、どちらも日本人との相性が抜群です。

 ベトナム人は概して明るく素直、素朴で勤勉です。また、周囲への気配りができるところも日本人と類似しており、人気の理由となっています。器用で向学心旺盛なベトナム人はもはや技能実習に欠かせない存在となっています。

 インドネシア人は、素朴で礼儀正しく、おおらかで優しいタイプが多いです。素直でさっぱりした性格で根に持つということがあまりないので、争いを好まない日本人とは仲良くしやすいと言えるでしょう。



キャリアグローブ協同組合とは？ Career Globe Cooperative

地域建設事業者様の技能実習生受入れ成功に必要な、あらゆる手続きを完全サポートいたします



当組合は  **行政書士** と  **社会保険労務士**、そして**地域建設事業者**が協力して設立した**事業協同組合**です。

相互扶助

課題解決

情報共有

建設業 × 士業

万全のリーガルサポート

平成29年に施行された技能実習法（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律）は大変厳しい内容となっており、気付かないうちに違法な行為を行ってしまう企業も少なくありません。

当組合では技能実習法に精通した現役の法務専門家が中心となって万全のリーガルチェックを行いますので、安心して技能実習生を受け入れることができます。



建設業許可サポート

実習生受入れの条件となってる建設業許可。そして、建設業許可と言えば行政書士。取得、更新、各種変更届など、あらゆる建設業許可関連手続きをサポートいたします。

入管申請サポート

入管申請（外国人在留資格認定取得申請）についても行政書士の専門分野です。資格取得申請から、つい忘れがちな更新申請まで、必要な手続きをサポートします。

建設キャリアアップシステムサポート

実習生受入れの条件となってる建設キャリアアップシステムについて、システムの導入や事業者、技能者の登録作業など、一連の手続きを全てサポートいたします。

外国人労務管理サポート

外国人の受入に必要な労務関連の手続きも社会保険労務士がサポートします。度々問題となる技能実習生の労務の問題にも、事前に手を打ち対応することができます。